

【ワークショップ①】

児童虐待対応のための警察と福祉の対話をめざして ワークショップ①「事件化はこどもの最善の利益につながるのか」¹

司会 内海裕子

警察大学校警察政策研究センター教授

浦中千佳央

京都産業大学法学部准教授

* 肩書はいずれもシンポジウム当時のものです

当ワークショップの目的

社会安全・警察学研究所ではRISTEXプロジェクトに採択されて以来、警察、検察、児童相談所、学校への調査、関係者へのインタビューを重ね、「警察の刑事介入の見える化」をどう実現するかに取り組んできた。こうした中で浮かびあってきた論点として、多機関連携における警察と福祉関係機関の連携・協働の在り方、特に警察と児童相談所の関係であった。

児童虐待事案における警察の役割とは、事案を捜査して、加害者を特定し、そこに犯罪行為（可罰性）があれば事件化して、検察に送致することで、ここで警察の活動は一応、終了する。

一方、児童相談所の役割は子どもの保護、家族の再統合、継続支援を目的としている。しかし、児童相談所が扱う事案における加害者の多くは被害者の家族である場合が多く、その加害者と被害者が家族再統合を行うが本当に子どもの利益になるのか、「再統合」という名のもと加害者の責任が希薄化されるのではないかという意見が存在する。

このように警察と児童相談所はその目的、活動が大きく異なり、この二つの機関の連携の可能性を論じることが重要であることが分かった。

当ワークショップでは「子どもの最善の利益」を考えたときに、「児童相談所と警察がどのように活動し、協働していくのか」を考える機会と、相互理解を深める目的として開催された。会場には警察、検察、行政関係者、研究者など、約60名が参加した。

話題提供①

ワークショップではまず、児童相談所調査²を踏まえた「児童相談所の考え方と私見」を元横浜市南部児童相談所長、岡聰志氏からお話をいただいた。

児童相談所は相談支援機関として、「子どもの最善の利益」を考えており、「権利の主体」として児童をとらえ、子供の意思を最大限尊重している。そのことを踏まえて、児童相談所では支援として、「相談・通告受理」、「一時保護」、「援助支援」、

¹ 本ワークショップにおいて交わされた意見、議論などは警察、関係児童相談所の公式見解ではなく、研究者、ワークショップ参加者などの私見である。

² 岡氏は、元横浜市北部児童相談所所長、清水孝教氏と共に、2017年1～2月に児童相談所長に警察との連携に関するアンケートを実施した。この児童相談所調査結果は社会安全・警察学研究所の『社会安全・警察学第5号RISTEX研究プロジェクト特集』（2019）157～174ページに収録されている。

「法的対応」、「施設入所」、「施設退所後支援」、「自立支援」を行っており、これらの支援過程で警察とは情報提供と共有、協働対応と処理などを一緒に行う。

この過程で、「事件化」ということが起こる。児童相談所は事件化の有効な点として、虐待の再発防止効果、および、事件を通して警察との連携がより生まれることが考えられる。しかし、「事件化」の有効性は虐待の程度、加害者の性格の特性、今後の家庭や支援環境、支援機関との関係性によってケースバイケースであると考えられる。

児童相談所と警察は「子どもの最善の利益」を考えるということでは同じであろうが、次の2点の違いが指摘できよう。

1) 児童相談所、警察の根拠法、組織の目的の相違

児童相談所は児童福祉法、児童虐待の防止に関する法律などに基づいて設けられる、地方自治体の行政機関であり、子どもや家庭に適切な支援を行い、その支援を通して、子どもの福祉を図り、権利を擁護し、「児童の自立」を図る目的の機関である。虐待対応に関しても、「子どもの安全確認と確保」、「状況把握と援助」を行い、「親子関係の調整」を念頭に置いた対応が中心で、「家族再統合」を目指しているため、**虐待行為をした保護者も支援の対象**と考えている。

警察は刑法、刑事訴訟法などに基づいて、司法手続きの前提となる捜査機関であり、「個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防など」に関する任務を負っている。**虐待行為をした保護者は事件の加害者であり捜査、処罰の対象者**である。「証拠保全」、「事件化に向けた捜査」、「被害者、加害者からの聴取」、事件化して、検察に送り、起訴されて正式な裁判へと移る。保護者や児童との基本的な関わりはここで終わる。

2) 組織の権限と判断・手法の違い

児童相談所は権限行使、判断に法的な統一の基準がなく、地方自治法第245条の4第1項の「技術的助言」という条項があるだけで、運用の実情は各地方自治体に任されている。

警察組織も地方自治体の組織ではあるが、警察法、刑事訴訟法などを根拠に、対応や判断は警察庁を通じて、地域的特質もあるが、全国の画一化が図られている。

児童相談所では支援を継続して行っていくが、警察は基本的に事件化して、検察に送致するとそれで仕事が終わる。また、事件化により、情報の共有など事件化後の連携、協働がより困難になる。

このように、児童相談所と警察ではそれぞれが求める、必要とする連携の形が異なる。しかし、事件化へと進む過程では連携が深化する可能性もある。児童相談所と警察はお互いを知らないということ認識し、相互理解を深めることで、連携、協働は深まると考える。

話題提供②

次に京都産業大学法学部准教授、臨床心理士で被害者学がご専門の新恵里先生から「被虐待児童は、被害者である」と題して話題提供をいただいた。

新先生は被害者支援研究、カウンセリング、矯正施設での指導に従事し、被害者の視点に着目した研究をなされている。「事件化」という刑事手続きの一部が、被害者に与える影響はポジティブなことが多い。年齢に関わらず、被害者として正当に扱われ、被害を回復する権利を有している存在であり、1) 再被害の防止ができる、2) 刑事手続に被害児童が関わることにより、様々なメリットが生まれる。

再被害防止は重要で、再被害の防止だけでなく、虐待者と被害児童が「距離」を置くことができるからである。刑事手続に被害児童が関わることのメリットは以下の点であると考えられる。①自身の身に起きていたことが理解でき、被害の認識ができる。②被害について自分の言葉で語り、それを真剣に耳を傾けてもらえる機会が得られる。③「悪いのは加害者であって、自分ではない」という事を認識できる。④被害児童が、刑事手続に関与する中で、「選択」が与えられる。⑤自分自身の力で、問題を解決することができた実感でき、自尊心の回復につながる。⑥自分自身の心や体を大切にできる。⑦

加害者が刑事処分を受け取ることによって、自分が受けた苦痛の代償を加害者が払っている、加害者が責任をとった、という認識が得られる。⑧大人や社会、周囲にたいする新靈感を取り戻すことができることが挙げられる。

次に何らかの形で「事件化」を見送った場合、**虐待に「フタ」をされたこと**に対するマイナスが挙げられる。「助けてくれなかった」という記憶が刻まれ、被害を、助けを訴えたのに、「何も変わらなかった」という結果だけが被害児童にのこる。このことが、恨み、社会への不信感を増幅させる。

また、カウンセリングの現場経験から、「虐待サバイバーのその後」といことで、**心のキズは被害児童が成人しても終わらないのである**。成人後も、子供時代の虐待に苦しむ。トラウマとしての後遺症（対人恐怖症、うつ、周囲への不信感）、著しく低い自己評価、様々な精神的症状、親が老いても続く、虐待的。支配関係が挙げられる。

そして、強調したいのは、**被害児童の「意見表明権」**である。加害者と被害者は「非対称性」である。虐待行為は、一方的な暴力的、支配的行為であり。加害者と被害者は、「同じ土俵」に立てない。「子どもの真の意見か？」という事である。「これから自分がどうなるかわからない」不安な状態では、自由意志は表明できない（特に加害者を慮ること、周囲を気遣うことばかり強いられてきたなど）。また、**「(再同居など) 被害児童に意見を求めることは控えるべきだ」**との加害者臨床研究の立場である。被害児童は、これまでに十分すぎるぐらい、自身の世界観を混乱させられている、被害児童に「どうしたいか？」を問う負担を負わずに、安全と安心の確保、加害者との距離を置くことが専門家の責任であると考えている。

最後に「事件化」が、子どもの最善の利益につながるためにということで、被害者支援の充実、加害者更生のための教育、「被害者」として遇するための新しい枠組み、連携体制の構築が挙げられる。

被害者支援の充実は、二次被害防止、司法面接など、手続きのプロセスで負担軽減をはかるためのサポート体制充実、事件化に向けての十分な説明、事件化による児童の環境が変わる場合に配慮（施設入所、転居、転校など）、「被害者」としての精神的ケア、自身の事件がどのように処理されたかを、後に知ることができる体制の構築。

加害者の更生のための教育は、日常化している身体的虐待、性的虐待、深刻な心理的虐待の場合、加害者に加害の自覚がないことが多く、更生は用意ではなく、自己正当化、否認、過小評価が顕著である。このため、「事件化」が有効な場合もあり、自己の行為を見つめ直すきっかけとなる。自分がやったことに「責任をもたせる」ことが必須である。これにより初めて、自己の行いを直視し、被害者へ与えた影響を理解し、責任を持たせることなしに更生はない。そして、加害者自身に虐待経験があったりし、そのトラウマを抱えている場合も多く、支援する必要もある。

現状では前述のような点に配慮した体制が整えられていない、このため、互いの役割を尊重しながら、被害児童の最善を考えられる、新たな枠組み、連携体制が必要であると考えられる。

ディスカッション

内海、浦中の司会により、話題提供者を踏まえて、ディスカッションを行った。論点として『「被害者」としての被虐待児童：警察介入の必要性とは？』、『再虐待防止：「再犯（被害）防止」の視点の必要性とは？』などを取り上げ、会場参加者からも質問票を通して、質問をしてもらい、話題提供者、会場参加者と共に「事件化はこどもの最善の利益につながるのか」について討議した。